省令

○国土交通省令第七十六号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十五条の二第二項の規定に基づき、道路法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

道路法施行規則の一部を改正する省令

道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の五に次の一号を加える。

四　橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。

附　則

この省令は、平成二十八年十二月一日から施行する。

告示

○宮内庁告示第十一号

崇仁親王殿下は、十月二十七日午前八時三十四分、東京都中央区明石町九番一号聖路加国際病院において薨去された。

平成二十八年十月二十八日

宮内庁長官　山本信一郎

○金融庁
財務省告示第八号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

金融庁
財務省

平成二十八年十月二十八日

金融庁長官　森　信親
法務大臣　金田　勝年
財務大臣　麻生　太郎

ユービーエス　スイッツァランド　アーゲーの項の次に次のように加える。

ユービーエス　ドイチュラント　アーゲー　ドイツ連邦共和国　フランクフルトアムマイン市　ボッケンハイマー　ランドシュトラッセ　二―四

○総務省告示第四百号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月二十八日

総務大臣　山本　早苗

一　名　　称　平成二十八年度日米共同統合演習（実動演習）における水陸両用作戦訓練参加部隊
二　国外派遣期間　平成二十八年十月二十九日から平成二十八年十一月十二日まで
三　派遣人数（概数）　百八十人程度
四　派　遣　地　域　アメリカ合衆国グアム、北マリアナ諸島自治連邦区

○法務省告示第五百六十号

千葉県富津市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年十一月二十八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、富津市役所又は千葉地方法務局木更津支局に照会すること。

平成二十八年十月二十八日

法務大臣　金田　勝年

千葉県君津郡竹岡村竹岡二千九百三番地

鈴木佗太郎

○法務省告示第五百六十一号

福島県東白川郡鮫川村役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十八年十月二十八日

法務大臣　金田　勝年

福島県東白川郡鮫川村大字赤坂東野字真坂十七番地

小林喜代見

○外務省告示第四百十五号

平成二十八年九月二十六日にハーグで、航空業務に関する日本国とオランダ王国との間の協定の付表の修正に関する次の書簡の交換がオランダ王国政府との間に行われた。

平成二十八年十月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

（オランダ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百五十三年二月十七日にハーグで署名された航空業務に関するオランダ王国と日本国との間の協定（以下「協定」という。）の第十三条及び第十五条の規定に従って二千十二年八月二十一日及び二十二日にハーグにおいて行われたオランダ王国及び日本国の航空当局の間の協議に関し、前記の協議の結果、オランダ王国及び日本国の航空当局が協定の付表を別添のとおり修正することにつき合意したことを述べる光栄を有します。

よって、本大臣は、別添の新たな付表が協定の現行の付表に代わることをオランダ王国政府に代わって提案する光栄を有します。

本大臣は、前記の提案が日本国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及びその旨の閣下の返簡をこの問題に関する両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案いたします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年九月二十六日にハーグで

オランダ王国
外務大臣　バート・クーンデルス

日本国特命全権大使　猪俣弘司閣下

○法務省告示第五百六十二号

北海道枝幸郡中頓別町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十八年十月二十八日

法務大臣　金田　勝年

北海道枝幸郡中頓別町字上頓別鉄道宿舎

菊地周次郎

○法務省告示第五百六十三号

東京都日野市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年十一月二十八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、日野市役所又は東京法務局八王子支局に照会すること。

平成二十八年十月二十八日

法務大臣　金田　勝年

東京都南多摩郡日野町大字日野六千八百一番地

小平勝三郎